

委託契約書（案）

委託業務名 ホーバーターミナルおおいた（西大分）駐車場使用料納入委託業務
委託場所 大分市大字駄原 ホーバーターミナルおおいた（西大分）駐車場
委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
委託金額 金 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）
契約保証金 免除

上記委託業務について、発注者 大分県知事 佐藤 樹一郎（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）は、次の条項により委託契約を締結する。

（総則）

- 第1条 乙は、この契約書に定めるもののほか、ホーバーターミナルおおいた（西大分）駐車場使用料納入業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、頭書の委託期間内に頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を信義に従って誠実に履行しなければならない。
- 2 前項の仕様書に明示されていないものがある場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（権利義務の譲渡等）

- 第2条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務の全部又は一部を、甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し又は継承させてはならない。

（再委託の禁止）

- 第3条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き委託業務の処理を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。

（委託業務の調査等）

- 第4条 甲は、必要がある場合には、乙に対して委託業務の処理状況について、調査し、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

- 第5条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、委託金額又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。
- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(損害の負担)

第6条 委託業務の処理に関し、発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合又は天災地変、暴動、その他不可抗力による場合においてはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における賠償金)

第7条 甲は、乙が委託期間内に委託業務を完了することができない場合は、委託金額につき、遅延日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延賠償金を徴収するものとする。

2 前項の遅延賠償金は、甲の乙に対する債務と相殺することができる。

3 甲の責めに帰する理由により、第12条第2項の委託金額の支払が遅れた場合には、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ年2.5パーセントの割合で、甲に対して遅延利息の支払を請求することができるものとする。

(機密の保持)

第8条 乙は、この契約の履行上知り得た甲又は甲の関係者の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」を守らなければならない。

(収納金の払込期限)

第10条 乙は、回収した使用料を、毎週5日以内に大分県が指定した金融機関へ払い込まなければならない。

(業務報告等)

第11条 乙は、毎月の業務報告を委託徴収金報告書により翌月10日までに甲に報告しなければならない。

(委託金額の支払)

第12条 乙は、前条の規定による報告に基づく甲の確認を受けたのち、委託金額の月額金 円（うち消費税及び地方消費税の額 金 円）の支払を請求するものとする。なお、月ごとの業務の実施期間が1月に満たない場合は、日割計算により行うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、適法な請求を受けた日から起算して30日以内に委託金額を支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第13条 乙が第11条により委託業務が完了した後、仕事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容と適合しないこと（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、甲は乙に、相当の期間を定めて契約不適合の修補の請求をすることができる。

- 2 仕事の目的物の契約不適合について、修補が不能な場合又は修補を甲の定めた期間内に乙が完了することができなかつた場合、甲は乙に対して代金の減額を請求することができる。ただし、その契約不適合により契約の目的が達成されない場合は、契約を解除することができる。
- 3 仕事の目的物について契約不適合があつた場合は、甲は乙に、損害の賠償を請求することができる。ただし、契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない理由により発生したときは、甲は乙に対して損害賠償の請求をすることができない。
- 4 甲は、甲の供した材料の性質又は甲の与えた指図によって生じた不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙がその材料や指図が不相当であることを知りながら告げなかつたときは、この限りではない。
- 5 甲が契約不適合を知つたときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が契約不適合について引き渡しの時に知り、又は重大な過失により知らなかつたときは、この限りではない。

(違約金)

第14条 乙の責めに帰すべき事由により甲が契約を解除したときは、乙は委託金額の10分の1を違約金として甲の指定する期間までに納付しなければならない。

(賃金の変動に基づく契約金額の変更)

第15条 履行期間中において、日本国内における賃金水準に予期し得ない急激な変動が生じ、その結果契約金額が著しく不相当となつたと認められるときは、甲又は乙は、契約金額の変更について書面により協議を申し入れることができる。

- 2 前項に基づく申し入れを行うことができるのは、次の各号の要件を満たす場合に限る。
 - (1) 協議申し入れ時点において、本契約の履行期間が2か月以上残存していること。
 - (2) 当該変更額が、変動前契約金額（契約金額から既履行部分に対応する金額を控除した額をいう。）と変動後契約金額（変動後の賃金水準を基礎として算出した変動前契約金額に相応する額をいう。）との差額のうち、変動前契約金額の1000分10を超える額であること。
- 3 前項に基づく申し入れを行った甲又は乙は、算定根拠資料を添付した変更請求書類を相手方に提出し、甲乙協議を行うものとする。
- 4 前項の協議を行った場合、甲は協議の結果を書面により乙に通知しなければならない。この場合において、乙が当該通知を受領した日から14日以内に書面により異議を述べなかつたと

きは、乙は当該決定に同意したものとみなす。

(契約外の事項)

第16条 この契約に定めのない事項又は契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者が記名押印の上、各自1通を保持する。

令和 年 月 日

甲

所在地	大分市大手町3丁目1番1号
商号又は名称	大分県
代表者氏名	大分県知事 佐藤 樹一郎

乙

所在地	
商号又は名称	
代表者氏名	